

政令第三十号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一項中（二三）を（二四）とし、（二二）を（二三）とし、（一一）を（一二）とし、（一〇）を（一一）とし、（九）を（一〇）とし、（八）を（九）とし、（七）を（八）とし、（六）の次に次のように加える。

- 
- （七） 関税率表第一七〇二・六〇号の二に掲げる物品のうちりゅうぜつらん（アガヴェ・テクイラナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水（ブリックス値が七四を超えるものうち、乾燥状態において、しよ糖の含有量が全重量の四％以下で、ぶど
-

---

う糖の含有量が全重量の二五%以下であり、かつ、果糖の含有量が全重量の七〇%を超えるものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）

---

附 則

この政令は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の効力発生の日から施行する。